

貿易自由化交渉の多層的展開期における農産物貿易問題

農林水産政策研究所 福田 竜一

1 はじめに

WTO体制の発足後、初の多角的貿易自由化交渉であるドーハ開発アジェンダ（DDA）が各国の鋭い利害対立によって停滞を余儀なくされる中、主要各国は自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）が相次いで締結に至った。しかし、かつて農産物貿易自由化交渉や農政改革において、山積する難題を完全に解決をしたことはほぼ皆無であり、通常はその部分的調整にとどまらざるを得なかった。そこでFTA/EPAが多数締結されるなど、DDAが停滞しながらもなお貿易自由化が進展したという成果が認められつつも、そこでは農産物貿易問題がこれまでと同様に部分的調整を受けたにすぎず、なお再調整する余地を残したという限界点もあったと推察することができる。

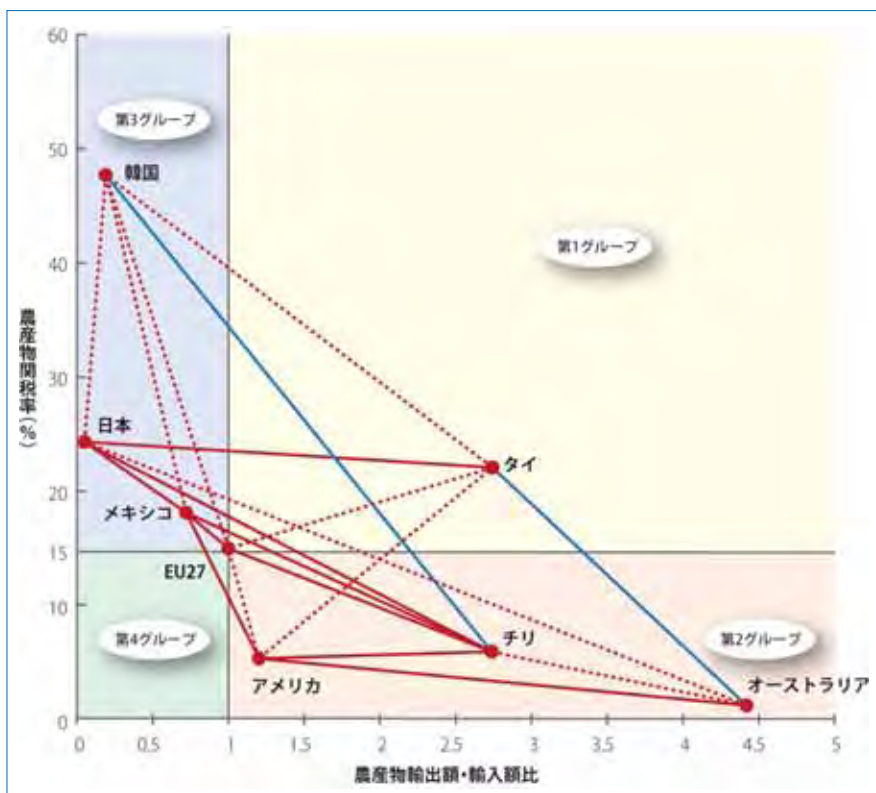
以上のような問題意識に基づき、

DDAが開始された2001年ごろからFTA/EPAが相次いで締結された2007年ごろまでを貿易自由化交渉の「多層的展開期」として位置づけ、そこではどのような農産物貿易問題が発生して、それはどのようにして調整されたのか、あるいは調整されなかったのか、各国のFTA/EPAの締結状況とそこで発生していた農産物貿易問題等の分析から、その成果と限界について考察することが小稿の課題である。

2 2国間自由貿易協定における農産物貿易問題の発生と調整

(1) 農産物貿易問題発生期の構造

ここでは多層的展開期においてFTA/EPAの締結数が比較的多



第1図 農産物貿易 - 農産物関税率平面

資料：筆者作成。

注(1) 実線は既に発効したFTA、点線は現在交渉中(中断を含む)、発効前のFTAを表す(いずれも2008年2月現在)。オーストラリアと韓国のFTA交渉は2009年3月5日に開始された。

(2) タイ韓国、タイEUのFTAは、いずれも韓国、EUとASEANとのFTAである。

(3) オーストラリア・チリFTAは2008年7月30日に署名され、2009年3月6日に発効した。

本稿の詳細については、農林水産政策研究叢書第10号「貿易自由化交渉の多層的展開期における農産物貿易問題の研究」(平成22年3月)を参照されたい。

第 1 表 各 FTA / EPA における農産物貿易問題のまとめ

	事例 (発行年)	グループ	農産物貿易 問題の 2 国 間の距離	GDP の格差	1 人当たり GDP の格差	農産物 (全品目) の自由化水準	除外農産品目 (再協議品目含む)	個別事例にみられる特徴
農産物純輸出国間	豪タイ (2005)	1-2	1.92	3.7	11.7	両国は最終的に関税をすべて撤廃するが、タイはセンシティブ品目を 20 年以内の段階的撤廃	なし	タイは農産物輸出国だが、農産物関税率は高く、農産物交渉は難航した。合意内容はタイ側のセンシティブ農産品には TRQ、またセーフガードの設定もあるが、除外農産品目はない
	米豪 (2005)	2-2	2.28	17.2	1.2	・オーストラリアは直ちにすべての関税を撤廃 ・アメリカは 2022 年までにタリフラインの 89.5% を無税化	砂糖、乳製品	アメリカのセンシティブな砂糖、乳製品の除外を巡り交渉が拘れた末に除外で妥結した (第 4 章)
	米チリ (2004)		1.09	90.5	5.0	12 年かけて段階的完全撤廃	なし	チリは果物の世界最大の生産国だったが、季節が逆であることやチリの輸出力がさほど驚異となるほどではないと見込まれ、最終的にはすべての商品の関税が撤廃されることで合意された (第 2 章)
農産物純輸入国間	EU 墨 (2000)	3-3	0.29	17.3	3.7	・EU は農産品全タリフラインの 45% を完全撤廃、23.1% を部分撤廃 ・メキシコは農産品全タリフラインの 49.8% を完全撤廃、17.6% を部分撤廃	食肉、乳製品、穀物、砂糖、ワイン	・農産物貿易面でよく似た属性を持つ両国 ・EU の方針もあって、比較的多くの農産品が自由化されおらず、日墨 EPA 交渉では日本が参考した
	日墨 (2005)		0.64	5.17	4.2	日本は農産品全タリフラインで 41.7% を完全撤廃 (久野・木村 (2007))。なお全産品では、全タリフラインの 86.4% の実行税率がゼロまたは MFN 税率以下、全タリフラインの 78.7% が関税撤廃 (WHO(2007e、22p))	コメ、麦、乳製品、砂糖、パイナップル	EU の交渉スタイルを日本が踏襲したが、日本は豚肉、オレンジジュースで譲歩を余儀なくされ、メキシコの農業セクターには日本の市場開放が不十分であるとの不満が残された
農産物純輸出国・輸入国間	日タイ (2007)	1-3	1.89	21.0	10.7	・全品目で日本は貿易額ベースで 91.6% を、タリフライン (HS6 桁) で 92.4% ・タイは貿易額で 97.4% を、タリフライン (HS6 桁) で 98.8%	コメ、米麦調整品、乳製品、牛肉、サゴでん粉、豚肉、砂糖、キャッサバでん粉	・日本が相手国の農林水産業開発に協力し、センシティブ農産品目除外で合意に至った ・再協議対象品目等が少なくなり、なお交渉が完全決着したわけではない
	EU タイ (2003)		1.40	99.8	3.3	・EU はタリフラインの 71.7% を完全撤廃、7.3% を部分撤廃 ・チリは 10 年でタリフラインの 90.7% を撤廃	小麦、砂糖、植物油、乳製品	EU 墨 FTA に比較する EU の農産品の自由化度合いがやや高まった
	日チリ (2007)	2-3	2.30	29.8	3.8	・全品目で日本は貿易額の 90.5%、タリフライン (HS6 桁) で 92.3% ・全品目でチリは貿易額の 99.8%、タリフライン (HS6 桁) で 94.8%	コメ、麦、乳製品、砂糖、パイナップル、オレンジ	日本はメキシコに引き続き、コメや乳製品等の重要品目を除外させた
	韓チリ (2004)		3.51	6.1	2.1	・韓国はタリフラインで 21 品目を除外、391 品目を再協議 ・チリはタリフラインで 61 品目を除外	コメ、乳製品、小麦、リンゴ、ナシ、油脂、砂糖	・韓国初の FTA 交渉だが、農産物問題が深刻化した ・韓国のセンシティブ農産品は除外、チリは小麦、タイヤ、冷蔵庫等を除外した
	米韓 (未発効)		3.14	14.9	2.4	・韓国は最終的にタリフラインでほぼ 99% の関税を撤廃 ・アメリカは 15 年ですべての関税を撤廃	コメ	韓国はコメ除外方針を貫いたが、他の農産品は最終的には関税撤廃で合意した

資料：各種資料より筆者作成。

注 (1) 協定発効年が物品とサービスで異なる場合は、物品の発効年とした。

(2) グループは前掲第 1 図を参照。農産物貿易問題の 2 国間の距離は本文参照。

(3) 米韓 FTA の自由化水準は奥田 (2007、50 頁) より作成。

(4) 日タイ、日チリの自由化水準は財務省関税局『平成 19 年 9 月 21 日関税・外国為替等審議会関税分科会資料 最近の関税を巡る国際的諸問題について (資料 1 - 1)』より作成。

かった主要国の中から、アメリカ、EU、日本、オーストラリア、韓国、メキシコ、チリ、タイを対象として分析する。第 1 図は、垂直軸に対象 8 カ国の農産物平均関税率、水平軸に各国の農産物輸出額・輸入額比率をそれぞれ配した座標軸である。2 国間を結ぶ線は、実線が両国間で既に FTA が発効していること、点線は FTA が発効前ないし交渉中 (中断を含む) であることを示す。ここで農産物平均関税率 15% と農産物輸出額・輸入額比率 1 をそれぞれ基準として、各国が 4 つのグループに分類される。

同図によれば、当然であるが、同一グループに属する国同士であれば図上の両国間の距離、すなわち両国の農産物貿易問題の距離は比較的近くなり、逆に異なるグループであればその距離は遠くなる傾向がある。そうした前提の下でみると、同一グループであった 2 国のうち EU 韓、米豪、韓メキシコ、日韓は農産物貿易問題の 2 国間距離は同じグループに属しているが、その距離はやや離れているとみることができ、このうち米豪 FTA は締結・発効したが、砂糖などのアメリカの輸入センシティブな農産物問題をめぐり交渉は難航を余儀なくされ、FTA から砂糖は除外されるなど農産物の扱いをめぐる両国間の摩擦が生じた。豪タイ FTA はともに農産物純輸出国という属性を有している国同士の FTA

だが、この図上では両国は異なるグループに属しており、実は農産物貿易問題の 2 国間距離もやや離れているといえ、両国が直接交渉する FTA では少なからず農産物貿易問題をめぐって両国間に摩擦が生じていたのである。

(2) 農産物貿易問題の考察

各国の一般的経済状況と農産品の自由化水準や FTA の交渉経緯等を、ここでは取り上げなかったものを含めて第 1 表に整理する。ここではこれらの事例から、DDA 停滞下での FTA 交渉において、農産物貿易問題がいかに発生し、どのように調整されていたのかを考察した結果を 3 点指摘する。

第 1 に、それまで多角的交渉の場ではさほど意識されてこなかった農産物貿易問題が、FTA の多発化によって顕在化したことである。同じ農産物純輸出国の立場にある米豪両国だが、オーストラリアに対してアメリカは農産物輸入国であり、また農業保護国でもあった。そうした農産物貿易問題での両国間の「距離」もあって、米豪 FTA 交渉では農産物問題をめぐって対立関係が生じた。豪タイ両国も、やはり同じ農産物純輸出国でケアンズグループのメンバー国などの共通の属性を有しているが、とりわけ

第2表 韓国のFTA締結構造

R1=([K],[J],[U],[C],[E])

R2=([K,J],[U],[C],[E])
R3=([K,U],[J],[C],[E])
R4=([K,C],[J],[U],[E])
R5=([K,E],[J],[U],[C])

R6=([K,J],[K,U],[C],[E])
R7=([K,J],[K,C],[U],[E])
R8=([K,J],[K,E],[U],[C])
R9=([K,U],[K,C],[J],[E])
R10=([K,U],[K,E],[J],[C])
R11=([K,C],[K,E],[J],[U])

R12=([K,J],[K,U],[K,C],[E])
R13=([K,J],[K,U],[K,E],[C])
R14=([K,J],[K,E],[K,C],[U])
R15=([K,E],[K,U],[K,C],[J])

R16=([K,J],[K,U],[K,C],[K,E])

注. Kは韓国, Jは日本, Uはアメリカ,
Cは中国, EはEUを表す。以下同様。

農産物関税率で両国間に大きな格差があるなど、農産物貿易問題をめぐって両国の利害が必ずしも一致していなかった。以上のことから、多角的交渉では近い立場や主張を共有する国同士のFTAであっても、当事国が直接対峙するFTAでは、農産物貿易問題が両国の間で発生し、ある程度の調整を経なければ、交渉を妥結に導くことは困難であったと考えることができる。

第2に、韓国、メキシコ、チリ、タイといった新興経済諸国は、押し並べて貿易依存度や外資依存度が高く、DDAが一向に進展しない中で、FTA締結政策への傾倒が一層不可避となったことである。これらの国は、いずれも経済自由化政策推進の途上にあるとはいえ、さらなる自由化政策の推進力を維持する上でも対外貿易は極めて重要であり、自国が独自にFTA締結を推し進めることが必要

であった。これら新興経済諸国の経緯や事情等は各々異なっているが、貿易面、投資面で、先進諸国や周辺国を中心とする対外経済関係を強化する重要性は各国で押し並べて高かった。ところが、DDAあるいはすでにウルグアイ・ラウンドの時点から、多角的交渉は長期停滞を余儀なくされるようになった。そこで、その取り組み開始の時期には多少のズレが伴うものの、これらの国ではFTAに積極的に乗り出す必要性に迫られた。そして、FTA締結を最重要視しなければならぬという事情を抱えていたこれらの国のFTA交渉姿勢には、センシティブな農産物貿易問題においても、交渉相手国が持つ国内事情等に対しても、ある程度の配慮を要さざるを得なかった面があった。

ある。FTA締結による国内の利害調整は、FTA推進政策において重要な課題であったが、その調整様式には代表的なパターンが2つあったことが指摘できる。第1のパターンは、メキシコやチリ等の交渉当局と各種利益団体との密接な関係にみられる調整様式である。この場合FTAの政府間交渉段階において、交渉当局と国内の利益団体との緊密な情報交換等が重視される。しかし、そうした利益団体と交渉当局との密接な関係は、利益団体の異なる利害を完全に調整しつくしていることを意味するのではなく、むしろ重要問題は交渉自体の先送りによって、ひとまず問題の決着を図っていたに過ぎなかった面も指摘できる。第2のパターンは、韓国やタイにみられる政治トップのリーダーシップ先行型による調整様式である。この場合国内の利害調整というよりも、むしろFTAに対する国内の反発を抑え込むといった方が適切かもしれない。政治家のリーダーシップが主導するFTA交渉では、FTA締結相手の選定を含めた問題の対外的な調整は比較的小規模だが、国内での調整はむしろ後回しにされがち傾向がある。したがって、交渉中、あるいは交渉終了後に被害が見込まれる国内の集団を中心に、国内のFTAに対する反発が激化することが少なくない。このため国内の反発を抑える策として、

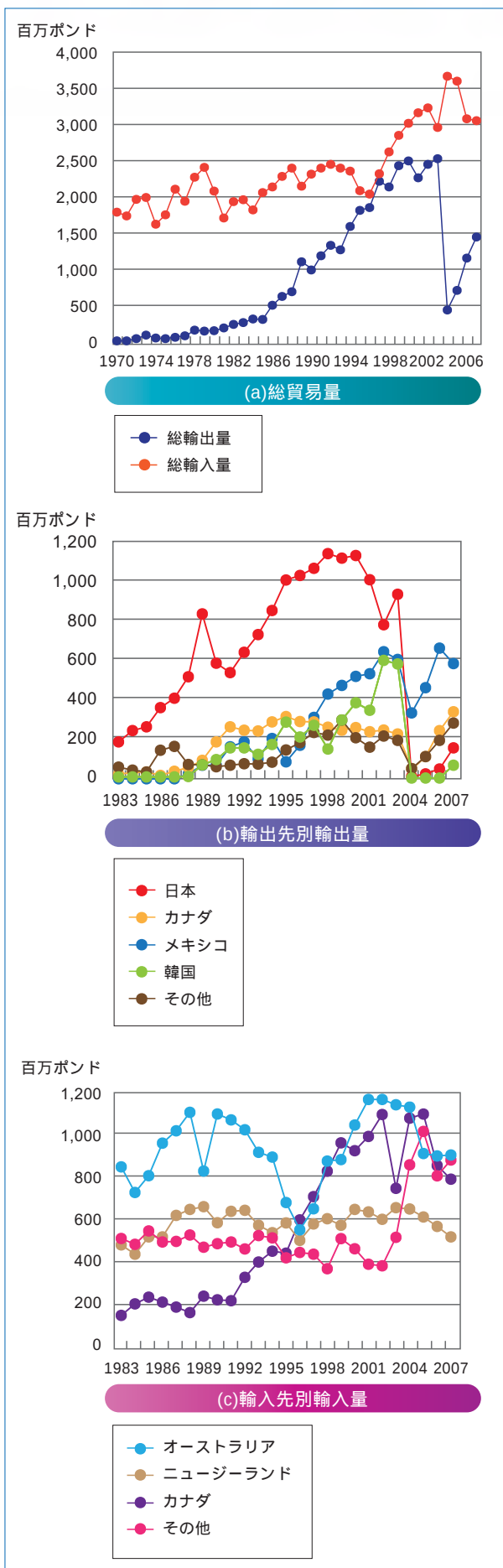
被害産業への補償政策を打ち出さざるを得ないことがある。例えば、米韓FTAによる農業部門の被害を補償するため、韓国政府は10年間で総額20・4兆ウォンの対策措置を打ち出すなどした。

3 農業保護主義が自由貿易協定戦略に与える影響―韓国を対象として―

(1) 韓国のFTA締結拡大と農産物貿易問題

農産物貿易問題の発生と調整による経済的影響の数量分析の課題とは、農産物貿易問題が貿易自由化交渉全体に与えるインパクトと、貿易自由化交渉進展によって農業分野が被る影響の解明にある。これまで農業交渉が貿易自由化交渉全体に大きな影響を与えたことが指摘されながら、経済的影響の試算分析でそれを裏打ちする試みは必ずしも行われてこなかった。ここでは我が国と並ぶ農産物輸入国である韓国を事例として、韓国のFTA締結拡大政策が農産物貿易問題によってどのような影響を受けるのかを試算する。

韓国はアジア通貨危機による経済危機を経た後、主に輸出主導による急速な経済回復を遂げた。だがDDAの停滞と各国のFTAの締結競争の激化という事態に直面し、韓国は急進的なFTA締結拡大戦略を明確に打ち



第2図 アメリカの牛肉貿易の推移

資料：USDA/ERS ホームページ
<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>
 注：重量はと畜ベース

出した。他方、韓国は国際競争力の低いセンシティブな農産物を保護しなければならぬという問題を抱えていた。韓国はこの2つの課題の両立を図り、韓チリFTAではコメを含むいくつかのセンシティブ農産物を除外させることに成功した。他方、米韓FTAではコメの除外こそ貫くことができたが、それ以外の重要農産品目の大半は関税の撤廃を余儀なくされた。

(2) 締結構造分析

これまでFTA締結効果に関する既往研究の多くは、個別FTAの締結の経済的効果や影響の試算・評価

を目的としていた。だが、韓国のようにFTA締結拡大と農業保護主義の両立が可能であるかどうかを試算・分析した研究は皆無であった。そこでReizenas (1986) の提示した締結構造分析に基づき、複数の相手国とのFTA締結を織り込んだFTA締結戦略の可能性を検討する。利得の算出にはCGEモデルであるGATAPによる試算結果を適用し、農産物輸入大国である韓国において、農業保護主義の維持がFTA締結戦略に与える影響を明らかにする。ここで締結構造分析は、FTAを締結する場合、締結相手国の利得も増大することを条件とし、韓国の重要農産物であるコメをFTAから除外した場合、韓国の

FTA締結の可能性を分析した。分析は、まずすべての分析対象国と韓国がFTAを締結した状態と残り1国がFTAを締結した状態と残り1国がFTAを締結し、韓国及びその残り1国がFTAを締結した場合に、利得がプラスとなるかどうかを吟味する。次に2国がFTAを締結していない状態と1国が締結していない状態を比較する。これを繰り返して分析を行う。シミュレーションでは、韓国が日本、アメリカ、中国、EUの4大貿易相手国とFTAを締結する場合を想定する(第2表)。ただし、韓国以外の各国がFTAを締結する可能性はここでは無いとする。

(3) 分析結果と含意

ここでは分析結果のみを述べるに止める。まずコメを除外しない場合、韓国はアメリカ、日本、中国、EUの主要貿易相手国とFTAを締結可能であり、その場合の韓国の利得は、等価変分で約126億ドルに達する。しかしコメを除外する場合、中国とEUには韓国とFTAを締結した場合の利得が減少するため、韓国とFTAを締結しない。このため韓国の利得は、等価変分では13億ドル程度に止まり、それは先にみた完全撤廃時に実現可能な利得の10分の1程度に止まるのである。

FTA締結において重要品目を除

外した場合、そのことが経済厚生に与える悪影響の原因は残存する重要品目の輸入関税によって生じる資源配分のゆがみ等にあるとされることが普通である。韓国と4大貿易相手国すべてとのFTAを、完全撤廃かコメ除外かで韓国の利得を単純に比較した場合、その格差は15倍程度に収まっている。この格差は、どちらの場合でも締結相手国は全く同じなので、コメを除外したために生じる資源配分のゆがみのために生じているといえる。だが今回の試算では、中国とのFTA締結が制約されたことによる逸失利益の大きさは、資源配分上のゆがみによって生じる逸失利益を大きく上回る、という結果が得られた。

4 重要農産物の市場アクセス拡大がもたらす影響—アメリカの牛肉輸入関税割当制度を対象として—

(1) 輸入関税割当制度の分析

ウルグアイ・ラウンドで認められた保護的措置である輸入関税割当（TRQ）やミニマムマーケットアクセス（MMA）などによって保護されていた各国の重要農産物の市場アクセスは、韓国のコメなどにみるようにDDA停滞期でもさらなるアクセス拡大を余儀なくされていた。ここでは

重要農産物の市場アクセス拡大の影響分析を、これまでの分析では必ずしも明示されていないTRQを明示した一般均衡モデルを用いて行い、割当量の増大や枠内・枠外関税引き下げの影響を明らかにする。具体的にはアメリカの牛肉のTRQを対象として分析を行う。

(2) アメリカの牛肉貿易

アメリカの牛肉は、輸出産業としての側面を持ちながら常に輸入増大の圧力にもさらされており（第2図）、国境措置としてTRQを実施しているという、いわば「自由と保護」の相反する二面性を同時に併せ持つ。アメリカのFTA交渉では、たびたび牛肉の扱いが問題となった。しかしアメリカは市場開放を拒んでいた砂糖とは異なり、牛肉は基本的に市場開放をするスタンスにある。

アメリカの牛肉産業を保護してきたのは、1964年に成立した1979年に全面改正された食肉輸入法であった。アメリカの牛肉の国内消費量は70年代後半をピークとして、緩やかに減少傾向を辿り、牛肉の国内市場は構造的に過剰基調へと転換し始めた。このため1979年に食肉輸入法は全面改正され、国内生産量の増加率と反比例するように、輸入枠を決めるための調整基本量が設定された。

第3表 各国の牛肉輸出入金額の変化率と牛肉貿易収支の変化額

	輸入金額の変化率（%,CIF ベース）			輸出金額の変化率（%,FOB ベース）			牛肉貿易収支の変化額（百万ドル）		
	case1	case2	case3	case1	case2	case3	case1	case2	case3
オーストラリア	0.020	0.018	0.124	0.401	0.416	5.576	10.1	10.5	140.2
ニュージーランド	0.021	0.023	0.853	0.372	0.400	6.730	6.8	7.3	123.4
日本	0.003	0.002	-0.030	39.308	38.137	33.656	11.0	10.7	10.5
カナダ	5.458	5.282	4.633	121.025	117.286	103.310	1133.8	1098.8	968.0
アメリカ	73.644	76.394	87.079	0.620	0.632	0.692	-1354.0	-1405.0	-1602.5
メキシコ	0.030	0.033	0.042	63.111	61.192	53.965	18.5	17.9	15.7
アルゼンチン	-0.609	-0.935	-0.900	2.158	2.059	1.797	16.7	16.1	14.1
ウルグアイ	-0.037	-0.614	-0.562	-3.355	13.626	12.080	-14.3	58.0	51.4
その他世界	0.013	0.011	0.012	1.584	1.638	2.255	148.2	153.5	211.9

資料：筆者によるGTAPの試算結果。

第4表 各国の牛肉国内価格と生産量の変化率

（単位：%）

	牛肉の国内市場価格変化率			牛肉生産量の変化率		
	case1	case2	case3	case1	case2	case3
オーストラリア	0.033	0.035	0.170	0.163	0.169	2.585
ニュージーランド	0.022	0.024	0.204	0.186	0.201	3.687
日本	0.003	0.003	0.003	0.063	0.061	0.070
カナダ	0.109	0.107	0.097	22.005	21.331	18.810
アメリカ	-0.053	-0.055	-0.065	-1.733	-1.804	-2.086
メキシコ	0.027	0.025	0.018	0.274	0.266	0.237
アルゼンチン	0.329	0.348	0.343	-0.455	-0.498	-0.510
ウルグアイ	-0.117	0.537	0.479	-1.017	4.019	3.562
その他世界	0.015	0.016	0.018	0.112	0.121	0.172

資料：前掲表に同じ。

食肉輸入法に基づいた輸入制限は、砂糖や乳製品のそれと異なり、ウェーバーを取得しておらず、GATT 11条による数量制限禁止の例外にも当たらないので、数量制限が実際に発動されればGATT協定違反となる恐れがあった。だが数量制限が実際には発動されないようにするため、アメリカはオーストラリアやニュージーランド等の主要牛肉輸出国と交渉を行い、輸出国による輸出自主規制によって、数量枠内に輸出量が収まるように調整していった。

(3) 試算結果

ここではアメリカのFTA拡大路線に伴う各国への牛肉割当枠拡大がいかなる影響を及ぼすのかを分析する。具体的にはTRQを明示的に表現することができるモジュールをGTA Pに導入して分析を行い、通常のモデルがTRQをインプリシット(陰伏的)にモデルに組み込んでいくという問題点を改善した。シミュレーションの設定は以下の通りである。case 1では、アメリカの牛肉の1次税率を一律に30%引き下げた場合の影響をみた。case 2では、1次税率と2次税率を30%引き下げる。最後にcase 3では、1次税率と2次税率を30%引き下げ、さらに割当量を一律30%増加させた場合を想定する。

ここでは試算の結果だけをまとめて示しておく。まずオーストラリアとニュージーランドという主要牛肉輸出国とのFTA締結によって、それらへの割当枠の拡大等が実現されるとすれば、すでに北米自由貿易協定(NAFTA)によってTRQが撤廃されているカナダ、メキシコのアメリカへの牛肉輸出に影響が出る(第3表)。また、NAFTAからの牛肉輸入がオーストラリアやニュージーランドからの輸入に置き換わるという貿易転換効果などもあり、アメリカの国内牛肉生産への影響は軽微であるとさえいえる(第4表)。

5 おわりに

DDA停滞下における貿易自由化交渉においては、農産物貿易問題がこれまでになく多様に発生していたということができる。FTAの締結を優先した主要各国は、国内の一部の利益団体の反発を抑えつつ、一部重要農産品目を除外するなどして、FTAによって生じた農産物貿易問題の部分的な調整を図った。またFTA交渉では決着がつかない重大な問題は、その調整の先送りないし進行中のDDAの決着に委ねるなどの措置をとるといって、いわば「調整しないという調整」を図ることでFTAの締結

拡大に成功していた。さらにFTAで例外的措置が認められた重要農産品でも、市場アクセスの拡大から完全に除外された品目はほとんどなく、その影響も小さくないことを示した。

貿易自由化交渉の多層的展開によって農産物貿易自由化は一定の進展を遂げ、その意義は大きかった。だが同時にそれは不均質で部分的な進展にとどまっており、多層的展開の成果と表裏一体関係にある限界でもあった。農産物貿易自由化がより包括的で調和のとれたものとなるためには、少なくとも停滞していたDDAの決着を必要不可欠としていたのである。

【参考文献】

- 遠藤正寛(2005)『地域貿易協定の経済分析』東京大学出版会。
- Hertel, T.W. (eds) (1997) *Global Trade Analysis Modeling and Application*, Cambridge University Press.
- 東茂樹編(2007)『FTAの政治経済学—アジア・ラテンアメリカ7カ国のFTA交渉—』アジア経済研究所。
- ジョスリング・T.E.・S.タンガーマン・T.K.ワレーイ・塩飽二郎訳(1998)『ガット農業交渉50年史—起源からウルグアイ・ラウンドまで』農山漁村文化協会。
- 木村福成・安藤光代(2002)『自由貿易協定と農業問題』『三田学会雑誌』第95巻, 1号, pp.111-136。
- 小林弘明(2005)『WTO・FTAと日本農業—政策評価分析による接近—』青山社。
- 奥田聡(2007)『米韓FTA—韓国対外経済政策の新たな展開—』アジア経済研究所。

Riezman, R. (1985) "Customs Unions and the Core," *Journal of International Economics*, 19, pp.355-365.

浦田秀次郎 右川幸一 水野亮編著(2007)『FTAガイドブック2007』シエトロ。